

「令和８年度 公共施設の窓を活用した次世代型太陽電池実装モデル業務委託」 提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

1 参加に係る手続き

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、(1)に掲げる書類を、(2)に定める提出期限及び提出方法により提出すること。

(1) 参加意向手続時の提出書類

ア 参加意向申出書（様式１）

イ 誓約書 １部

ウ 本業務と類似の事業履行実績（屋内に設置する後付け太陽電池の導入又は実証事業）が分かる書類 １部

エ 令和７・８年度横浜市一般競争入札有資格者名簿に未登録の者については、申請中であることを証明できる書類 １部

(2) 参加意向手続に係る提出期限及び提出方法等

ア 提出期限

令和８年８月４日（火）午後５時まで（必着）

イ 提出方法

電子メール（PDFデータで期限までに発信し、到達を電話で確認してください）

ウ 提出部数

１部

エ 提出先

横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局循環型社会推進課

〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10 市庁舎 30 階

電話番号：045-671-4225／E-mail：da-psc@city.yokohama.lg.jp

(3) 提案資格確認結果の通知

参加意向申出書を提出した者のうち、提案資格が認められた者及び認められなかった者に対してその旨及びその理由を書面により通知します。

ア 通知日

令和８年８月７日（金）午後５時までにいきます。

イ 通知方法

電子メール

ウ その他

(ア) 提案資格が認められた者には、当該公共施設の図面等の資料データを提供します。

(イ) 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により資格が認められなかった理由の説明を求めることができます。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、土曜・日曜・祝日を除く 5 日後の午後 5 時までに参加意向申出書提出先まで、持参又は郵送（必着）により提出しなければなりません。

本市は、上記の書面を受領した日の翌日起算で、土曜・日曜・祝日を除く 5 日以内に説明を求めた者に対し、書面により回答します。

2 提案資格

次に掲げる条件をすべて満たすものとします。

なお、資格要件を満たしていることが確認できる資料の提出を本市が求める場合は、これに応じてください。

- (1) 令和 7・8 年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）の登録がある者。なお、一般競争入札有資格者名簿にまだ登載されていないが、参加意向申出書を提出した時点で、現に申込中である場合は、受託候補者を特定する期日までに登載が完了していることを条件に、登録がある者とみなす。
- (2) 本業務と類似の事業履行実績（屋内に設置する後付け太陽電池の導入又は実証事業）を有すること。
- (3) 参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日まで、「横浜市指名停止等措置要綱（平成16年 4 月 1 日）」の規定による指名停止措置を受けていない者。
- (4) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がない者。
- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (7) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない、及びその開始決定がされていないこと。
- (8) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で、履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めた者を除く）

3 質問書（様式 3）の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をお願いします（質問者に対する個別回答は行いませんので、質問内容が明確になるように記入してください）。

質問内容及び回答については、提案資格を満たす者であることを確認した全者に通知します。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 提出期限

令和 8 年 8 月 19 日（水）午後 5 時まで（必着）

(2) 提出先

横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局循環型社会推進課（電話：045-671-4225）

(3) 提出方法

電子メール da-psc@city.yokohama.lg.jp（到達を電話で確認してください。）

(4) 回答日及び方法

令和8年8月26日（水）午後5時までに通知します。

4 提案書の内容

(1) 提案書は、所定の書式（様式4）に基づき作成するものとします。

なお、提案書等の提出書類には、社名等（代表者名、社員名、企業ロゴ等を含む）を記載しないものとします。

(2) 用紙の大きさは原則A4版縦、左綴じとします。

なお、記載内容により、A4版横のページを含むことを認めます。

(3) 提案については、業務説明資料を踏まえ、次の項目に関する提案を所定の様式に記載してください。

ア 業務実施体制（様式5）

イ 予定技術者の同種・類似業務実績（様式6）※1

ウ 業務の実施方針（様式7）

(ア) 提案の実施方針・コンセプト

(イ) 次世代型太陽電池モジュールの配置計画

(ウ) 設備の平常時のシステム構成図

(エ) 採用する太陽電池の種類、定格出力（kW）と年間総発電量（kWh）。設置する場合は、蓄電池出力（kW）及び容量（kWh）。ただし、製品名は記載しないこと。

(オ) 発電した電気の具体的な活用方法の提案

(カ) 既存建築物における窓を活用した次世代型太陽電池実装モデル事業として、事業者、市民への訴求力を高めるPR手法について

(キ) 想定する設置場所、設置方法において、「建築基準法施行令」第88条、「JASS14（カーテンウォール工事）」2.5.1_慣性力に対する安全性能、「JASS17（ガラス工事）」1.2.3.7_熱割れ防止性能、「JIS C 61730-2：2020」太陽電池モジュールの安全適格性確認に定められている地震その他の振動、衝撃及び電気的安全性に対して、耐え得る構造であることの説明

(ク) 施設運営に配慮した施工方法の提案

(ケ) 設備設置に伴うリスクに対する対策

特に、設備に起因するトラブル（騒音・振動・漏水・脱落等）、既存施設・設備への損害に関する対策について記載すること。

エ 業務の実施体制（様式8）

(ア) 推進体制図

(イ) 本業務で想定される作業項目、履行期限までの間の工程計画など業務の進め方

(ウ) 円滑に業務を進めるための取組体制

オ ワークライフバランスに関する取組（様式9）

カ 提案書の開示に係る意向申出書（様式10）

キ 参考見積書（様式自由）※2

※1 予定技術者ごとに作成すること。

※2 業務に係る人件費、実費等の経費について、できるだけ詳細な内訳を明記した参考見積書を作成すること。参考見積書の宛名は「横浜市契約事務受任者」とし、一切の諸経費を含めた見積金額（税抜）を記入すること。なお、参考見積書に記入した見積金額は評価の対象としない。

(4) 提案書の作成にあたっては、次の事項に留意してください。

ア 提案は、イメージ図・イラスト等を活用し、考え方を文書で簡潔に記述してください。

イ 文字は注記等を除き原則として 10.5 ポイント程度以上の大きさとし、所定の様式に収まらない場合は、枠を広げる又は枚数を増やして記述してください。

ウ 多色刷りは可としますが、事務局内でモノクロ複写しますので、見易さに配慮をお願いします。

エ 手書きの場合は、消えない筆記用具で作成してください（鉛筆・消えるボールペンの使用は認めません。）。

5 評価基準

【別紙】提案書評価基準のとおり

6 提案書の提出

(1) 提案書の提出

ア 提出部数、形式

	提出部数・形式
提案書表紙（様式4）	1部・PDF形式
提案書作成要領 別記様式等 ア 業務実施体制（様式5） イ 予定技術者の同種・類似業務実績（様式6） ウ 業務の実施方針（様式7） エ 業務の実施体制（様式8） オ ワークライフバランスに関する取組（様式9） カ 提案書の開示に係る意向申出書（様式10） キ 参考見積書	各1部・PDF形式

イ 提出先

3（3）と同じ

ウ 提出期限

令和8年9月16日（水）午後5時まで（必着）

エ 提出方法

電子メール

(2) その他

ア 所定の様式以外の書類については受理しません。

イ 提案書の提出後、横浜市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。

ウ 提案書に記載した配置予定の技術者は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。

エ 提案書の提出は、1 者につき 1 案のみとします。

7 プロポーザルに関するヒアリング

本プロポーザルではヒアリングを実施しません。

8 特定・非特定の通知

提案書を提出した全者に対し、選定結果とその理由を書面により通知します。

(1) 通知日

令和 8 年 10 月下旬（予定）

(2) その他

特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、土曜・日曜・祝日を除く 5 日後の午後 5 時までには提案書提出先まで、持参又は郵送（必着）により提出しなければなりません。本市は、上記の書面を受領した日の翌日起算で、土曜・日曜・祝日を除く 5 日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

9 提案書等の取扱い

(1) 提出された提案書等は、受託候補者等の特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。

(2) 提出された提案書等については、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）等関連規定に基づき公開することがあります。

(3) 提出された提案書等は、受託候補者等の特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。

(4) 提案書の作成のために本市から提供した資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

10 プロポーザル手続における注意事項

(1) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提案書を無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、審査等委員会において特定を見合わせる場合があります。

(2) プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずし

も提案内容に沿って実施するものではありません。

- (3) 特定された提案書を提出した提案者とは、後日、本要領及び特定された提案書等に基づき、横浜市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。

なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。

- (4) 参加意向申出書の提出期限以後又は指名通知の日以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次点者と手続を行います。

11 無効となる提案書

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないものの。
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (7) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者。

12 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、提案者の負担とします。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語

日本語

イ 通貨

日本国通貨

- (3) 契約書作成の要否
要する。